# 会 議 報 告 書

## 件 名 平成30年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

日 時 平成30年10月31日(水)会議、情報交換会、11月1日(木)視察場 所 アートホテル新潟駅前(新潟県新潟市)、三面川鮭産漁協及びイヨヤボ会館

出席者 鳥取海区漁業調整委員会 渡部会長、水産課 宮辺係長、ほか

# (1) 概要

・全国海区漁業調整委員会連合会の次年度の国への要望事項等について協議した。

## (2)会議の議事

### ①あいさつ

・開催海区会長→全漁調連代表(副会長)→水産庁→開催県の順にあいさつ。

全漁調連代表)国は、適切な管理と成長産業を両立させる水産政策を打ち出した。海区の見直 しも含まれることから、多くの場所で海区のあり方に意見が出されている。その他にも多く の課題があり、本ブロック会議で積極的な意見を賜り、次年度以降の要望に反映させたい。

- ・議長は慣例により、開催海区の新潟海区土屋会長。
- ・議事録署名人は慣例により、前回開催の但馬海区川越会長と次回開催の富山海区大西会長。

# ②要望活動の結果について

事務局が要点のみ説明。

## ③平成31年度要望事項について

- ・大項目ごとに各海区が提案書を説明し、総会への上程について議決。
- ・海区漁業調整委員会制度についてのみ、水産庁の情報提供後に議決。
- ・今回提案された要望は合計21項目。うち海区漁業調整委員会制度に関するものが1項目、 クロマグロ問題を含む大中型まき網の操業適正化に関するものが10項目、ミサイルを含む 外国漁船関連が5項目、遊漁関係が4項目、海洋環境に関連した資源管理が1項目だった。
- ・委員会制度の改革に関しては、翌年6月の要望では遅いので意見書として早期に提出する。

# ○主な意見

福井海区)ミニボートの夜間航行禁止や航行範囲の規制が進んでいない。制限なく漁獲しているこの状況をほっといていいのか。また、出航が少ないボートはほぼ保険に入っていない。

山口県日本海海区)IQの導入を持ってトン数制限を撤廃した場合、高値の時期に大中型まき網と沿岸漁業が競合するのではないか。また、IQ魚種を上限まで漁獲した場合、IQ以外の新規魚種で問題が発生するのではないか。

事務局)要望が多く水産庁と協議する時間がない。もう少し絞り込み、協議する時間を設けた 方がいいと考える。まずは各海区にアンケートを依頼し、とりまとめて総会で検討する。

#### ④水産庁からの情報提供(水産政策の改革における漁業調整委員会制度の見直し)

#### ○主な意見

山形海区)漁業権免許の継続性で従来の利用者が効率よく利用していれば免許されるとあったが、大企業がICTを活用して生産性の高いシステムを構築し、従来の利用者より効率的に使える場合はどうなるのか。

水産庁)漁協が区画漁業権で養殖漁業を組合員にさせている場合は、企業は養殖できない。漁業を継続している者は優先すると書いているところ。

### ⑤次期開催県は、富山海区。

#### (3) 視察 (三面川鮭産漁協及びイヨボヤ会館)

- ・三面川で居繰網漁(いぐみあみ)を見学。川船3隻で網を使い鮭を漁獲。テンカラ漁も見学。 テンカラと呼ばれる針で引っ掛ける漁。
- ・イヨボヤ会館(鮭の博物館)で、鮭のミニ孵化場、生態観察室(水槽)、鮭観察自然館を見 学。鮭観察自然館は、三面川の分流を遡上する鮭を直接ガラス越しに観察できる。濁ってい たためよく見えなかった。

# 【様式1】

# 平成31年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望	
議題	日韓暫定水域及び我: 立について	が国排他的経済水域における漁業秩序の確

提案理由、要旨等

日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね、平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識しています。

国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国 漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具・漁具被害は一向に改善されず、沖合底びき網漁 業者、べにずわいかにかご漁業者は、今なお厳しい経営を強いられています。

国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域内は漁獲圧が高く、甲幅 90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないとされており、韓国漁船の問題 を早期に解決しない限り資源状況の悪化が懸念されます。

大和堆周辺水域においては、本県いかつり漁船・べにずわいかにかご漁船が操業しており、安全操業への影響が懸念されるとともに、外国漁船の違法操業により減少傾向にあるスルメイカ資源の減少が懸念されます。

つきましては、本県漁業者が安心して漁業を続けていくために下記の事項について要望いたします。

記

- 1 日韓両国政府の責任において積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急 に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項 が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。
- 3 暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が多発しており、民間協議等で操業秩序 の厳守を訴えているが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序 や操業ルールを厳守させるよう要請すること。
- 4 我が国排他的経済水域内の水産資源の保護及び漁業秩序の確立を図るため、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと。
- ※平成31年度に要望される事項を記入してください。
- ※平成30年度の要望結果を受けて、引き続き要望される場合は「継続要望」に○をつけ、新たに要望される事項については「新規要望」に○をつけてください。